

市民自らの政策を持とう！

第9回個人演説会記録

日時	2013年11月24日(日) 13:45-17:00	討論進行の前に	今回は10月27日の配布資料(後掲)を参考に、標記の「テーマ」について自由に意見を交換する。別紙にあげた討論項目、その他の項目を、なるべく内容によって連続して討論したい。いま緊急の問題となっている「特定秘密保護法案」も、討論項目に加えて論議したい。(河井)
会場	岩国市福社会館 3階 第1会議室		
テーマ	民主主義を実現するための政策提言		

自由討論 民主主義を実現するための政策提言

情報公開の可否決定のための第三者機関

稲生 情報公開の可否をきめるための第三者機関を設けるということがあげられているが、その他に情報公開について提言があるか。

井原 いま秘密保護法が問題になっている。

稲生 あれが決定されるのか。情報公開の問題で提言として盛り込むことがあるか。井原さんが講演したもののなかから項目としてとりあげられるということだ。

岩田 「意思形成過程情報」ということに問題があるというが、具体的にはどういう情報か。

井原 非常に問題がある。非開示情報として条例や法令のなかで「意思形成過程情報」があげられ、これは開示しなくていいとされている。行政のなかで協議されている段階、決定・処分されていない段階の情報は、いま内部で検討中だから、そのまま公開したら職員の自由な協議ができない。岩田さんが発言していることが外へでると、岩田さんの自由な議論ができなくなる、だから

公開しなくていいとなっている。厳密に言えばそうかもしれないが、この会を公開するかどうか、という問題にも通ずる問題だ。河井さんは慎重にしたほうがいいと考え、井原は公開すべきだという、そういう議論の過程は公開しなくていいという、そういう議論だ。しかしこれを拡大解釈して、南部さんたちの「風の会」が要求した、リークした記事に関する、愛宕山を売り渡す関係の情報公開の問題も同じことだ。情報公開を請求したら、まだ売ることも決まったわけではない、愛宕山の処分はまだきまっていない、協議の段階だから公開しないと。彼らは何年も公開しない。協議が1年かかれば、1年間公開しなくていいことになる。議論の過程の情報は公開しなくていいとされているが、個別の協議が終わった時は「意思形成過程」ではないとみなすべきだ。しかし、拡大解釈してすべて公開しなくていいということになってしまう。行政が情報を隠す口実に使われる。それなら市民は何も知らされない。

河井 決まってから公開するのでは意味がない。決定されるまでに市民に公開されてこそ意味があるはずだ。

井原 「行政内部職員の率直な意見が妨げられる」ということで公開する権利を制限する理由にはならない。そういう議論はやめろといたい。どこに出てもいいような議論をすべきだ。「国民に混乱を生ずるもの」ともある。おおきなお世話だ。それはわれわれが判断することだ。誰か役人が考えたのだろうが、それが非公開のための道具にされた。これは削除すべきだ。

「特定秘密保護法案」

河井 「特定秘密保護法」が議論されはじめた理由は。

井原 それはアメリカとの関係。アメリカと軍事協力をするという関係の軍事情報だ。軍事情報を共有しなければ、共同作戦ができないということで、日本の機密保護のやりかたでは、アメリカの機密情報を日本に出すわけにはいかない、といわれたのだろう。

藤村 国民に知れたら都合がわるい、そういうことがあると思う。これまでは、秘密にされた情報は国民にとって有害なものだけだったじゃないか。

井原 「情報公開法」については、「非開示情報」の設定のしかたが問題だ。まずプライバシーがある。情報はすべて国民のものである。公開によって国民が不利益になるような情報は公開しないほうがいい。その最たるものが個人情報。行政の都合で公開しないのではなく。しかし「意思形成過程」の情報は行政の都合で公開しないというのであるから、これを非開示情報とするのはやめたほうがいい。

稲生 「マイナンバー法」というのがある。国民の情報は全部把握して秘密にしようと

する。自分だけがすきなように活用しようとするのだ。これも情報公開の対象になる。

井原 「非開示情報」を限定するというのは重大な法律事項になる。特定秘密保護法の関係で、民主党は「情報公開法」をよくしようとしている。その中で意思形成過程情報の一部を削除すべきだと言っている。国民の混乱を生ずるものとかも削除すると言っている。

いま「特定秘密保護法」について修正がおこなわれ、民主党も修正案をだしている。秘密が強化されるのなら、「情報公開法」はそれに対立するものだからそれも強化すべきだ、という発想もある。ひとつは「意思形成過程情報」、もうひとつは「インカメラ方式」といって、非開示決定して、それにたいして裁判したら、裁判所が実際に情報の内容をみて、「非開示情報」とすべきかどうかを判断するという考え方がある（注記1）。それを「情報公開法」にとりいれろと民主党は言っている。

「意思形成過程情報」に問題があるというのは、民主党も考えている。私はそれを「非開示情報」からは削除すべきだと思う。

稲生 「自衛隊法」なども公開の対象にすべきだ。そういう提言も必要だ。

井原 一方で「情報公開法」があるが、「特定秘密保護法」で指定されたら開示できない。非開示の範囲が増え、しかも大臣の判断で決定できる。

南部 中国新聞がリークした市の議事録を開示させようと訴えた。もしこの情報が「特定秘密保護法」で拡大解釈され、特定秘密に指定されたら、リークができなくなる。だから新聞記者がこぞって反対している。

井原 「公益通報制度」というのができている。一方では公務員には「守秘義務」がある。行政がまちがっているとか、違法行為をしているときは、公務員は告発しなけ

ればならないという義務もある。漏らすことが国民のためにもなる。漏らしても罰せられない。公務員にそういう「公益通報制度」というのができた。ある意味でリークを奨励する制度ができた。国民の利益になることなら罰せられない。しかし「秘密保護法」で秘密にされたら、もらした者は罰せられるだろう。

河井 「情報公開法」と「秘密保護法」をひとつの問題として論議しなければ。

井原 それは大きな問題である。アメリカの情報公開制度はしっかりしている。一方で秘密保護法もあるのだろうが、それに対抗する情報公開の仕組みもある。いまの情報公開制度のなかで問題なのは、原則公開といいながら、市長に公開を請求すれば、市長は都合がわるいから拒否する。第三者機関として「情報公開審査会」というのがあって、南部さんたちはそこに訴えたところ、一部公開すべしという決定がおこなわれた。しかしそれさえ無視して、行政は非公開とした。

河井 第三者機関の意見を尊重しかければいけないというルールはないのか。

井原 ある。

河井 それでは違法じゃないか。

井原 違法だ。

南部 第三者機関の聴問を受け、説明させられた。市長はいろいろ理屈をつけて公開しない。それでついに裁判に訴えた。裁判には結構時間がかかった。

井原 第三者機関を設置して訴えることができることになっている。当然その決定を尊重しなければならない。岩国市の情報公開条例には、第三者機関のことも書いてある。あたりまえのことだ。市長はそれに従わねばならないのだが、そういう規則を無視してやってしまうおそれがある。違法であろうと条例違反であろうと、行政は強い

権限を持つてるから、何年も裁判やらされてしまう。無駄な裁判だ。そうならないように、悪用されることを防止するような措置をつくっておかねばならない。第三者機関の判断には従わなければならない。そう明記する必要がある。市長は「尊重しなければならない」といいながら、従わなかった。

南部 3年もたつと情報も陳腐化する。裁判にもちこむと時間稼ぎになる。

井原 当時はすごい情報でも、それほどなくなる。私はいい条例だと思ってつくったが、運用する人がかわれば、それを守らない。当事者に情報公開請求してもだめになる、市長にするのでなく、第三者機関に請求するべきだ。そこで公開されればあとの手続きはいらない。第三者機関が条例にそって客観的に判断すれば間違いない。

河井 第三者機関の判断には市長も「従わねばならない」ことを、政策のなかに明記しておかねばならない。

井原 総理大臣が第三者的な立場で判断するという、あんなむちゃくちゃな議論はない。

南部 最低の歯止めとしては、何年かたったら無条件に公開するというにすればよい。30年は長すぎる。修正協議でそれが60年になるという。

井原 「行政は第三者機関の判断に従わなければならない」としなければならない。九州の町で、市の情報を外部機関にあつめて、徹底的に保存するという、すごい保存管理をして、公開にもこたえている。第三者機関が情報資料を保存管理するというのもいい。保存権限は3年、5年といわれるが、それがすぎたら行政は資料を捨ててしまう。破って捨てたといわれたらどうしようもない。ちゃんと文書管理するという前提がなければ情報公開をすることはできな

い。行政の情報は市民のものだとすれば、行政が判断するのでなく、第三者機関が判断しなければだめだ。

稲生 外務官僚は、書いた文書にかならず「秘密」「極秘」と書くと言う。これでは秘密になる。どこでも公開されない。やっぱり保存も第三者機関がやらねばならない。

河井 今日は「情報公開法」「秘密保護法案」が重大な問題であるということを確認して、あらためてこのテーマについて討議することにしよう。

稲生 今ここで出せるだけの項目を出して、抜けている部分は井原さん自身が判断して、整理してもらいたい。

第三者機関の人選

岩田 前は第三者機関をどう選ぶかということが問題だった。

河井 今議論されたことを整理すると、こういうことになる。

何年かしたら情報は公開しなければならない。

第三者機関はどういう構成とするか。行政は第三者機関の判断にしたがわねばならない。

意思形成過程の情報は公開すべきものである。

個人情報とは非公開とする。

非開示情報は何と何で、それ以外は公開すべきものであるとする。

情報はもともと国民が作った国民の財産である、ということを確認する。

第三者機関が文書管理する。

井原 第三者機関といっても、選ぶのは行政、首長だ。安倍さんは自分の家庭教師などを第三者機関に選任した。結論はみえている。そこは難しい。私が選んだときは弁護士、大学教員、そういう学識経験者を選んだ。そこでは恣意的なものはない。みな

行政機関が選ぶのであるから、悪用される場合も想定しておかねばいけない。

河井 第三者機関の委員を誰が選ぶというのを条例や法令で規定することができるか。

井原 それはできる。たとえば行政法を専門とする学識経験者とか。最後は行政が選ぶから、政府よりの学者を選ぶこともあり、恣意的になる可能性はある。

河井 平岡さんは「日本弁護士会連合会」なら中立だといった。それは手がかりになるか。

井原 団体に推薦させるというのはある。たとえば「弁護士連合会」に推薦させるとかすれば、総理大臣の恣意は働かないだろう。勝手にきめることはできない。連合などの労働組合に推薦させるなど。

河井 どの団体に推薦させるかなども難しい問題だ。

井原 委員を任命するのは行政機関の長だが、推薦は別の団体から受けるなど。

稲生 団体の推薦も団体は利益団体だろう。

井原 そういう団体でなく、専門的な団体をあげておく。たとえば弁護士会など。山口県の弁護士連合会から推薦をうけたものなどはいい。

公の第三者機関による選挙運営

井原 まず候補者の理念と政策によりきちんと選ぶためには、選挙期間を長くして、政策などを有権者に周知徹底させる必要がある。長くするとともに、候補者本人にまかせるのでなく、公的に情報提供したり、演説会したり、ちらしを配ったりする。

稲生 これは提言の項目に入れておくべきだ。

井原 今やられているのは唯一選挙公報だ。岩国で選挙公報が作られはじめられたのはつい5～6年前からで、それ以前はなかった。各候補者が勝手に自由にちらしをくば

り、政策を周知し、集会をし、訴えていた。候補者の能力、お金、資産とかでやりかた、訴え方が違う。能力のある人はやり、ない人はやらない。お金がなければ選挙運動ができない。

稲生 選挙制度の問題もある。選挙区など。

井原 選挙区は別にやらねばならない。小選挙区ではいけないという議論もある。なかなかむずかしいことだ。

河井 公開討論会なんかを自治体の経費で開催し、参加を義務づける。

南部 選挙管理委員会がやるべきだ。しかし今選挙管理委員会は何をやっているか。

河井 選挙違反の基準なども知らない。警察もなんともいえないというだけ。

井原 選挙法に違反するかどうかを、具体的に候補者、有権者にわかるようにしなければならない。はじめて選挙にでる人がこまる。厳密に言えば、選挙期間1週間しか、投票してくれとかいえない。個別訪問もいけない。市会議員にでるつもりだ、よろしくお願いします、と言ったら違反なのだ、という。はっきり言わねば通じないよ、といえば、安心して歩きはじめる。はっきりさせるべきだ。

一番わからないのは選挙期間だ。市長選挙は1週間。でも事前運動では私に投票してくれ、と言っていけない。こういう政策でやるから私に投票してくれとちらしに書いてくばる。法律的には許されてないことを事実上やっている。わけのわからないことになっている。1週間でなく1カ月とか2カ月とか、その間に政策を訴え、支援者を増やす活動をやるようにしなければいけない。

稲生 アメリカは選挙期間が長い。大統領選挙は1年。

南部 長すぎる。

井原 金と労力を使いすぎるから、あまり

長いのもいけない。

稲生 日本の1週間は短かすぎる。

井原 1週間の選挙期間になったらお祭り騒ぎだといわれる。

南部 1週間しかないから、連呼して車でまわるしかできない。個別訪問も公開討論もない。何を手段にしてPRするのか。公職選挙法は不備だ。「べからず」でなく「こうしなさい」、という表現でないといけない。

河井 「選挙管理・監視委員会」という名称をつかっていいか。「選挙管理委員会」とは違うと言う意味で。

井原 1カ月、最大3カ月。事前運動はいっさいいけない。この期間でやれ、公開討論会、ちらし、選挙公報、などで徹底的にやる。事前運動はああしてはいけない、ということもなくなる。

河井 これを制度化するには、議会できめなければならない。議会の支持が得られるか。希望だけ言うのでは政策になりにくい。

井原 そういったら議論にならない。議会を変えればいいのだ。いい政策を作って、市民に訴えて、そういう政治家をわれわれが応援して、そういう政治家を当選させればいい。

「政策提言」をどう考えるか

河井 それの基本だ。メモに次の4点を書いた。

現行法制との整合性。

政策によって影響を受ける住民の同意がえられるか。

議会の支持がえられるかどうか。

行政が政策執行に協力するかどうか。

こういうことを考えながら政策をつくる必要がある。

稲生 この4項目は私は承服しかねる。現行法との整合性、住民の承認がえられるか、議会の承認、行政の協力がえられるか、そ

れを考えることはおかしい。それが承認するかを考えてもしかたない。

河井 それを考えておかないと、政策がからまわりになる。

南部 正論をのべれば、議会も行政も反論できない。それがどう料理されるかという問題が起こるが、それはしようがないことだ。井原さん流に言えば、議員を替えないといけないということになる。

河井 鳩山さんがマニフェストで気楽なことを言ってつぶされた。

南部 私は鳩山さんは頑張ったと思う。官僚につぶされただけだ。民主党としてはやりたかった。

井原 つぶされることを考えて、ああいう政策を出さない方がいいというのか。

河井 そんなことは言ってない。あらかじめその対策を考えておく必要があるということだ。むずかしいことで、不可能かもしれないが。

稲生 意味がない。

井原 議会の支持がえられるか、行政の支持が得られるかと考えて政策をきめるというふうにはうけとれる。つぶされるような政策は掲げるべきでなかったということになる。ああいう政策を掲げるべきかどうかはまずある。実現するときに対策を考えるといい。難しいことをクリアする方法を考えていたら、あんな辺野古を国外移設などは言えない。鳩山さんが言ったことはよかったと思う。民主党がみんな一致協力してやらなかったからつぶれた。鳩山さんをついで、おしすすめてアメリカと喧嘩していたら、いまも民主党政権であったかもしれない。政策が悪かったのではなく、どう実現するかというときにこういうことを考えるべきだ。

河井 多分、鳩山さんが民主党の中をうまく掌握できてなかったのだろう。

井原 はしごを外されたのだ。まずいい政策を考えるだけで、実践するときに対策を考えるのでいい。

河井 画餅だけ書いて、われわれは言うべきことは言った、やらないほうがわるいのだ、議員も政府もダメだった、だから実現できなかった、というだけでは少し甘い。もともと常識が通りにくい世界だ。そういう世界で政策を通すには、もうすこし智恵が必要かもしれない。その智恵は僕らにはないだろうが、その努力は必要だろう。

稲生 逃げみたいな感じだ。

南部 それは仮定の議論のように感じる。まずしっかり出すものをだす。誰からもケチのつけられないようなものを出す。それをいかに実現するかは次の課題だ。わけて考えなければならない。ここまで考えて作ると、中途半端のものになる。

理想と政策

河井 自分は日米安保に反対だから、中間的なことを言ってもしかたがないという人がある。安保がすべてを妨げていることはよくわかる。しかし安保を維持強化しようと言う政権の支配がまだ続きそうな現在、安保を破棄するまでは何もできないといったら、沖縄、厚木、岩国の基地災害は続くだろう。基地縮小など、すこしでもいい方向へもっていき、最後に日米安保を不要にする、そういう段階をふんでやる必要がある。そういうことは他のことでもあろう。

井原 それは当然だ。選挙制度などでもすぐできることではない。この政策や理想をかかげながら、じゃ現実は何をするかを考える。現実は何をするかは、われわれが考えることなのか。

河井 政治家が考えないから、この会をはじめた。政治家がやらないから、我々が考えることをはじめた。智恵はないけど、な

いなりに考える努力をすべきだ。「市民自らが政策を持とう」という、稲生さん提案の言葉を会名にかかげたのはそういう意味だった。

井原 議会や行政とかと相対して、われわれが政策をもって現実に漸進的にでも少しでもかえていこうというのなら、私はそういう考えかたで議論してない。もっと違う、今の議会、県議会を対象にして、そこをすこしでも改善しようかということなら、別の政策を考えなければならない。そこは河井さんとちがったのか。

河井 違うかもしれない。南部さんのいう、誰も文句のいえない政策を掲げて、みんなが納得しなければ、どうして実現するかを後から考えて行く、まず誰もが納得する理念を打ち上げて、市民の共感を求める、というのは、ひとつの道筋かもしれない。

井原 私は徹底的に理想論をぶつけあって理想的な政策を考えて行こうと考えていた。そのうえで、どうやってそれを実現するかを考えようと思った。

河井 多分そうだろうと考えていた。しかし岩国の基地問題も上関の原発問題も、夢を言っている段階ではない。すこしでも現実を動かすということも忘れてはいけない。

稲生 原発の問題でも夢を追うのはなぜいけないのか。

河井 夢を言うのはいくらでもいえる。しかし原発をつくらせないためには、座り込みする、選挙をどうする、などこまかなことをやらねばならないかもしれない。美しい旗を掲げるだけでは、何もしないに近いことになりはしないか、という気持だ。どうしたら夢に近づけるか、その道筋を模索する必要もある。

井原すがこ 政策論のまえに政治をかえていく話をまずしなければいけない。政策を持とうというのでなく、国の政策にどう反

映させて政治を動かすかであれば、次の選挙をどうするか。議会でどう扱うか、現実論もやらねばならない。

河井 井原さんは次の市会議員選挙を考えながら活動している。政策は美しい夢だが、現実の運動は地べたをはうような運動だろうと思う。この運動が政策につながって、具体的な道筋を示すこともできるのではないか。理念が指し示す方向で。

井原 理想をおっかけていい社会をつくるという理想で議論して、それを形づくって、それを実現するためには、政治を変えねばいけない。「政策をもとう演説会」がこれからどうなるか、河井さん、稲生さんの意図は測りかねている。小原さんも同じ意見だ。そういう段階でなく、政治を変えて行かねばならない段階なのだと話している。われわれは政治を変えるために動きだしている。ある程度固めたら、それを実現するために、議会、市長などを見て、あれに頼み込んで少しでも実現していこうということも必要かもしれないが、議会を変えて行こうという方向で活動しなければ、政策は実現できないのだ、という方向にこの会もすすんでいったらいいと思う。

稲生 そういうことでないと政策提言にむすびつかない。今政治などおかしい状況が噴出している。こうしたらこうなる、ということを手帳していかねばならない。

井原 それを実現するために多数派を得るために政治家を作らなければならない。選挙制度でも、いきなりこれができるわけではない。具体的に市会議員をつくったり、今の状況にあわせて、すこしでもいいものにしなければならない。それは臨機応変でやっていかなければならない。

河井 やっと答えを聞いたような気持だ。政策を実現するためには政権をとらねばだめ、というのは正攻法の見識である。しか

し、もし政策を実現する具体的な方法を少しでも示すことができたなら、一般の人も政策の実現可能性に期待をもつことができるのではないか。選挙で勝ったら官軍、負けたら敗者、選挙がすべて、というのもし淋しい。そのときは、直接民主主義的な方法を考える必要もでてくるだろう。

南部 具体論、きちんとした結果を指摘しなければいけない。情報公開など。「秘密保護法」でも、どんなのができるかしらないが、勉強して、何が問題なのかを指摘して、こう変えるべきだと提言することが大事だ。

河井 理想をあまり高くするな、と言っているのではない。

井原 日米安保破棄、基地撤去というだけではいけない。それで止まってはいけない。将来はそれを目指すにしても、ただ安保反対、基地撤去といっても何もかわらない。「そうはいつでもアメリカが守ってくれるのだから」という人もいる。そういう人の意識を変えていきながら、やっぱり基地はいけない、という方向へ導くという政策を努力する。そしてやっと基地がなくなる。

河井 最後は日米安保廃止だろう。しかしそれを言うだけでは、難しいこともある。それにいたる道筋を考えながらやらねばいけない、ということと言いたかっただけだ。

井原 われわれ自身がみんなきめること。「基地がなければ不安」という人も多いため、基地撤去といっても賛同が得られない。賛同をえて、基地がなくても日本が安全になるもっといい方法があるのだ、ということを理解するようになって、自然に基地はいらないということになる。そうしないと本当の政策ではない。

河井 米軍基地が必要という人たちは、中国や北朝鮮の脅威を理由に掲げる。私は平岡さんに「東アジア共同体」論をやってもらいたいと思う。

井原 ああいう議論は大好きだ。私も最近書いた。EUのような形がこれからの人類の進むべき道だと思う。

河井 フランスとドイツが仲良く一緒にやるなどとは考えてもみなかった。

井原 何百年も戦争した国が、ひょっとしたら永久に戦争しないかもしれない。これは人類の進むべき方向であろう。

河井さん、なんとなく異和感があったのではないか。

河井 井原さんは基地完全撤去を言わなかった。理念的にはだれよりも基地のない社会を願っている人だが、それを言わなかったということを見ると、どこに足をおいて考えているかがわかるから、いずれはどこかで話がつながってくるだろうと思っていた。

井原 政策実現のために、議会、行政をどう動かすかは、大変むずかしいことで、市民に考えられることではない。全部われわれ市民がやるのは無理だ。そのために政治家を作っていくことが必要になる。

稲生 政治家を作っていくということは必要だ。今の政治家のことを国民がどう考えているか、政治家にどうしてほしいと考えているかを、国民が出していかなければならない。でないと政治家は気づいてくれない。

南部 テーマが大きい。情報公開をもう一度やるというが、何が問題かをはっきりしておく必要がある。

少数意見の尊重

稲生 これは法律で考えにくい。

井原 制度や仕組で位置づけるというのは、むずかしい。多数決と対立するというのではないが、形式的にはそう思われているかもしれない。

河井 議会制民主主義は多数決の原理だろう。それとは違うルールが必要だということ

とだ。

井原 形式的にはそう思われている。もともと多くの民意をふまえて政治しなければいけない。直接民主主義でやらなければいけない。それが民主主義だ。しかしそれでやれないから議会制民主主義。住民の意見を聞くというのはどうやってするのか。住民の意思はどうきまるのか。理念として掲げることはできるが、具体的に一般化して仕組としてつくるのはなかなか難しい。

河井 これぐらいならできるかもしれない、という具体的な方法がないか。

井原 みなさんの意見があれば聞いてみたい。今あるのはパブリックコメントや公聴会だが、それは全く機能していないのは明らかだ。

河井 室の木のトンネルの話ででてきた議論だ。その例で考えてみてもいい。自治会連合としては「やれやれ」という意見だが、室の木の自治会は反対。住民の意思とは誰の意思か。数でいえば自治会連合会の意思が正論になる。しかしそれではおかしい。あの問題について何かないか。

井原 あそこの自治会がずっと反対したら、ずっと実現できない。

河井 市長が住民と直接対話すればするほど、難しいだろう。

井原 私個人なら徹底的に対話すれば、真しに対話すれば必ず答えは得られると思う。多数決で無視しようと思っていたら、永久に解決しない。岩国市民は「基地はいやだ」というが、よその地域の人からは「岩国市民はわがままで」といわれる。本当はそうじゃない。必要性、危険性を議論して理解しなければいけない。岩国市民はエゴではない。危険とか騒音などについても合意が得られれば協力する意思はあると思う。室の木のトンネルでも徹底的に反対の人もあるかもしれないが、何度でも足をはこんで

議論し、何かあれば被害の補償もするということを確約すれば、多くの人はやむをえないと考えるのではないか。徹底的に反対する人もいるだろうが、自治会のなかで多数が賛成すればいい。

河井 自治会連合会が押し切ろうとする意向があるといわれた。住民投票をやったらどうなるか。

井原 市内全員で住民投票にかけたらゴーサインが出るにきまっている。あの地域にかかわることなら、あの地域だけで住民投票しなければならない。住民投票は憲法にある。地域だけにかかわる法律を制定する場合、その地域の住民投票で承認を得る必要がある、というのが憲法にある。「広島平和都市建設法」とかはそういう手続きを経た。住民投票とは、ほんとにそれに関係する人たちの投票だ。多数で少数を押し切るようなことはやってはいけない。

河井 住民投票は問題によって慎重にやらねばならない。

井原 何でも住民投票で、というわけにはいかない。

河井 「少数意見の尊重」は理念的な言い方で、具体性はないが、地域の住民投票をやって、それで拒否されたことは実施してはいけないというルールをつくることができるかもしれない。

井原 岩国市のなかの一つの地域に関わることはその地域の住民投票をやって、最終的にきめる。合意がえられなければそれは実施できない。

河井 名護市の住民投票で辺野古移転反対の結論がでたら、政府は移転を諦めなければならない、という基準もできないではない。

井原 名護市の例なら、「住民投票法」をつくって、住民投票した結果は尊重、従わなければならない、ということを明記してあ

れば。

河井 岩国の場合、そういう法の規定があったら、住民投票を実施した時点で移駐は中止ということになった。

「地区住民投票」

井原 室の木台のようなところがむずかしい。「地区住民投票」ということを考えることもできる。私が言っていることを徹底するとすればそこまでいかねばならないかもしれない。

南部 説明責任を義務付ける必要がある。それが一番大きい。義務化すればせざるをえない。説明責任を逃がっている。

河井 第一段階は説明が必要だ。説明をしないでやってはいけない。しかし説明はあくまで説明だ。それでも納得しないときにどうするかという問題がでてくる。

南部 こういう施設をつくりますということを住民に周知徹底して、説明しなければいけない。焼却炉はまさにその例だ。

河井 自治会単位でいうと、自治会長と2～3人の考えで自治会の意思がまとまってしまう。そういうことはしばしばありうる。すくなくとも会議して意思を決めるという手順をふまなければ。自治会長は自治会の長であるが、同時に「区長」として自治体の行政の末端に位置づけられているので、どっちかの立場で考える。(ただし自治会長と区長が別のところもある)

井原 私は説明責任のことを言わなかったか。

稲生 自由討論のなかででてきた。

井原 米軍再編などでも、国の地域にたいする説明を徹底させねばならない。それプラス住民の合意を得るということ。地区住民の住民投票的な仕組みをつくれれば、それはひとつの仕組みだ。

河井 「説明責任」と聞くと私は嫌な気持

ちがする。中四防衛施設局が何度も大島へきて、「不転の決意をもって」艦載機移駐計画を「説明」したが、「閣議決定は変えられない」と繰り返した。「説明責任」を果たすだけでは事態の改善には役立たない。その次に「住民の合意」が必要である。

南部 説明とは、住民に情報を開示して説明することだ。

河井 向こうが言いたいことを言うだけだ。

南部 それは説明ではない。大事なことは隠して格好のいいことだけ説明しようとする。それが見え見えだからいけない。

稲生 もうすでに全部きまってしまうと、形だけの説明はするが、変える意思はなかった。最初に説明しなければ意味がない。

周辺自治体の同意

井原 自治体のなかの1地域か、原発のように自治体を越えて影響がでるか、政策の影響の範囲が違うだけだ。具体的政策から直接影響をうける住民地域にたいして国や地方自治体には明確な説明責任がある、地区の住民の了解をえなければならぬと書けばそれがひとつの原則となる。広い範囲かどうか。周辺地域に及ぶというのは基地とか原発とか、限られた問題だ。

河井 基地の問題でいうと、交付金の対象地域が周辺自治体に該当するのだろう。再編交付金は、広島へはいかないだろう。

井原 大竹へはいつているのではないか。大竹、廿日市市、岩国は一緒にやっていたが、金をもらおうということになって裏返った。大竹は阿多田島があるから。岩国のどこよりも被害が大きい。ひどいところだ。

南部 爆音訴訟にしても、大島はひどいことになっている。沖合移設で飛行コースが大島の上になったんだらう。周防大島町はもっと声を大きくしないと。

河井 岩国周辺の自治体の協議会があった

が、今はもう動いていないのか。

井原 今は県主導で、賛成するための組織になった。

藤村 大島では、沖合移設完成期成同盟をつくって、看板をかかげた。私たち市民団体が、柳居町長だったと思うが、町長が逃げているから、助役がいた。「大島が危険になるのに何故賛成するのか」といったら「国のすることだからいいことです」と回答した。大島は国のいうことにはなんでも忠実である。

井原 大島は積極的に賛成したのか。室の木台も住民投票するというのもありかもしれない。

南部 やっぱり説明会を頻繁にやって。

井原 住民投票をやってもいい。何らかの形で、住民の合意をまとめるのも必要かもしれない。

岩田 住民投票ではないが、由宇町神東地区で爆音についての学習会をしたが、参加者が少ない。毎日のことだから関心がうすい。神東協議会というのがあり、高齢化問題などでやるが、爆音については関心がないというか、ものが言えないのか。沖合1 km 出したことで、防衛省のデータでみると、岩国市内で爆音が一番高いのは神東地区、由宇町だ。神東地区では民家の上を飛んで海上に出る。神東地区は交通が不便。市は赤字という。私は米軍再編交付金がばくどいおりにいると思う。神東が一番迷惑を受けているのだから、バスを通してくれ、という要求を出した。住民投票でなく、署名運動は効果がないのか。このままやっていたら、一番被害をうけるのは……。61機がきたらたいへんなことになる。わかっているひともいるが、なかなか盛り上がらない。住民投票はむりだろうが、バスを通すための署名はまだやっていない。再編交付金はつかわれている。私たちは米軍再編

には反対だが、現実に交付金が使われているのだから、1本2本は直通バスがほしいと思う。国病に行くバス便がほしい。

河井 同じ町のなかでのりかえなければいけないという。

岩田 バスをやってくれという署名を出すことも考えられる。署名はどういう効果があるのか。

井原 法律制度には、署名がひとつの要件としてあげてある。リコール、議会解散請求などは住民の何分の一の署名をあつめれば、署名も住民の意思をあらわすひとつの行為となる。ただしそれは厳密にやらねばならない。住民の意思としてみとめられている。住民投票だけではない。

河井 これも直接民主主義のひとつの手段だ。

井原 直接選挙で選んだ人をリコールするというのも「署名」だ。

稲生 署名運動も黙殺している。署名が通ったとしても、名前が重複している、違う人に書かせた、などと文句をいって、だめな理由にする。

井原 特別の場合に制度化している。普通の署名は制度化されてないから、住民が自由にやる署名だから、要件がきっちりしてないから、行政がうけとめなければいけない、という規則はない。受けとめるか受けとめないかは行政の自由だ。住民の意思の表しかたとして署名をもうちょっと制度化することが必要かもしれない。そのためには条件がつけられる。民意を反映する方法として。

河井 署名を活かすために、何かやらなきゃいけない。

岩田 艦載機反対などの署名は問題にならない。毎日きているのだから。危機感がない。バスはものすごい便がわるい。1日1往復しかない。山奥からI本しかない。し

かも由宇駅で全部乗換えになる。

河井 茨城県の取手市と藤代町が合併すると、藤代など周辺地域から取手にある市役所や公共施設へ行くバス便ができた(注記2)。

岩田 それがあるべきだ。合併してからひとつもいいことはない。市役所の岩国バスは潮風公園のなかにはいってくる。市に要求したが、防長交通と競合するからダメといわれた。たしかに人がのらない。赤字だから。しかしなかなか関心がない。署名でもおこそうかなどと考えている。

河井 岩国市役所へ行く足もないという。

岩田 私たちもすぐ運転免許返還する年になる。10人中4人が高齢者だ。せめて国病までぐらい、バスでいけるようにしなければ。

河井 僕らもいずれ運転できなくなる。役所ぐらいは自分でいかねばならない。その保障もしておかねばいけない。100円バスでも走らせてもらうとか。

稲生 そういう意味で、政策提言のなかで署名活動にもふれてもらうことが必要だ。

自治体首長と住民の直接対話

河井 かつて市民ひとりひとりと対話して歩いた井原さんにお尋ねしたい。住民との直接対話は体力が要求されることだが、福田市長が瀬戸内ネットと対話したのは当選した直後に1回ただけで、その後直接対話は全く拒否している。団体との対話だけでなく、市長と市民が1対1で個人的にひびを交えて対話できるような行政組織にすることも、市長のためにも必要ではないか。市民と直接いちいち会うというのは難しいことか。

南部 わたくしもいろいろ経験した。何度やっても会えない。腹が立つから市長室の前に待っていてつかまえた。こんなことは

本当はしたくない。誰とでも会うべきだ。岩国市民なんだから。

井原 嫌な人とは会いたくないということだろう。のべつまくなしに住民団体が来るわけではないから。そうかと思うと、幅を利かせている県会議員、市会議員は「市長いるか」と言って入ってくる。秘書もとめられない。打ち合わせしているときに入ってくることもある。職員が出て行って内密な話しがはじまったり。一方では住民からの話はシャットアウトして聞かない。好き勝手にやっている。

河井 茨城県の図書館長が新しい図書館を作った。館長室はガラス張り、受付のすぐうしろにある。誰でも地下足袋では入れる。意図的にそうしたとのことだ。誰でも下駄ばきや地下足袋で入れるところにしなければならぬと話した。そういう発想が市長にもあっていいのではないか。前周防大島町長の中本さんはもと獣医で、町民が昼やすみに町長室へ地下足袋ではいって、うちの牛の具合がわるいんだが、などと相談にくる。そういう親しみやすさがあったというのは、彼のいい点ではあった。首長にはかなり重要なことではないか。

井原すがこ 現実論として、市長とか、南部さんの言った、正論にたいして言えないから、自分が正論をやってないから会いたくないと考える。当たり前正論を吐く人と、正論をやっていない人は違う。自分がやってないから、正論を言う人がくると会いたくないということになる。

河井 たとえば、週1回、月1回、市民が市長室に入ることができる日をつくることはできないか。

井原 わたくしは月1回、月末頃に誰でもきてくださいとしてやっていた。ずっとやっていた。その機会があるから特別に何か言いたいひとが来る。

河井 大島から行ってもすぐ対応してもらえて、有難いと思った。

井原 陳情とか要望をうけるのに拒否したことはない。

南部 事前にこういうことで話したい、ということを出せばいい。首長もいそがしいから。いつ来なさいといえぱそれで済む。

井原 出すのもいいかもしれないかもしれない。きまりをキチンとしておかないと。

藤村 二井県知事の時、大島で大変なことになりそうな事態になり（川の水が溢れて畑が流されていた）、役場のいち職員が県庁に電話して何とかしてくれと頼んだら、予算がないと言って、一言のもとでことわられた。そこで県議だった柳居さんに頼んで電話してもらったら、その日のうちに工事をやってくれたという。「しっかり聞いて、しっかり実行」が二井知事のスローガンだったが、いち職員の言うことは聞かず、有力者が言えば直ちに応えるというものだった。首長の良し悪しは、私達の生活に関係する大切なことだ。

国民投票・住民投票

河井 いずれにしてもある問題について、一定の期間を設定して、その間討論し、そのうえで国民投票、住民投票をやるべきではないかということで、国民投票3年間、住民投票2年間という期間をあげてみた。

井原 期間をおかねばならない、というのはそのとおりだ。どれぐらいの期間が必要か、難しい。国民投票には時間かけてもいいかもしれない。1回で決まるわけだから。あまり長くなっても議論が間延びしてしまう。

南部 憲法改正、原発などは国民投票にかけるべきだ。

河井 何年にするか、期間をきめることは必要だろう。

井原 住民投票は地域のことだ。何年もいらない。前は1カ月だった。合併があったから、それまでにやらないとできなくなった。ぎりぎりの選択だった。合併すると住民投票条例もなくなってしまう。

稲生 短い期間だったが、盛り上がった。

井原 本当は最低でも3カ月や半年はとらなければいけなかった。1カ月はぎりぎりの最低期間だ。

河井 1年では長すぎるか。

井原 どうかかわからないが、国がやろうとするスケジュールがあり、閣議決定するという時期だったから伸ばすことはできなかった。国のスケジュールを考えながらやらねばならなかった。

井原すがこ あれはすごく大変だった。あらゆるところへいかねばならなかった。それを周知させることが大変だった。

藤村 圧倒的多数で、あれほど頑張ったのにこういう結果になった。こんな理不尽なことはありえないと思った。あのときは夕張のようになるとウソ八百をいわれた。国民が賢くならにやいけんと思った。この会も、何のためになるのかと言われたことがある。あまり役に立たないと思うよといった。河井さんが何人かに記録をくぼってくれる、それだけでも役にたつと思うのだが。あの住民投票結果はああだったということ、いかに何も知らないかということ。「特定秘密保護法」のこともいかにみな何もしらないかということだ。全く関心もない。ここで偉いかたがたが一所懸命しておられるが、もどかしい気がする。26日に通ろうかという時、ここでどんないいことを言っても、もどかしい気になる。市民の意識を変えることが大事なのだ。この会で一所懸命やることも大事だが。

公の第三者機関による政治活動評価

稲生 政治活動の評価は今ほとんど行われていない。それを第三機関でやることはできないかという提案だ。

南部 竹下さんのグループが市議員の活動をチェックして成績評価をくばった。本来だったら、議会事務局がやるべきことだ。誰が何回質問したなど。みんなにわかるようにやるべきなのだ。

井原すがこ 和木町は3班ぐらいにわかれて、あちこちへ行って町議会報告会をやっている。いいなと思う。私が県議会報告をやると、わたくしだけがやっているようで、他はやっていないように見える。1年1回、みんなを集めて、報告会をすることはできるはずだ。やってるひとは一所懸命やっている、やらない人はやらない。和木町は、議会がおわるたびに市議会報告をやっている。

井原 和木町は「議会基本条例」を作った。全国でいくつもできつつある。「議会改革条例」をつくった。そのなかに議会はこうあるべきだと、何班かにわけて議会として報告会をすると、それから質問のしかた、行政に反論権を与えるなど、議会として議会報告をやるというのはすごくいいことだ。

井原すがこ 逆に5人がならぶと、あんたはいつ質問したのか、知らん、という。

藤村 大島町は議会広報に出ている。

井原 広報は岩国も何年か前から出るようになった。議会、議員のあり方もかいていかねばならない。

井原すがこ 議員の姿勢の改善にもなる。なにかやらなきゃいけないと。やっぱりしまつて来る、議員が。県のお金でやる。

河井 ペーパーを出すだけでなく、みんなを並べて報告させるというのもいいかもしれない。

稲生 「議会基本条例」というのは面白い。

岩国では「議会だより」が印刷されている。あれは茶番。読み手がない。そういうことも変えていかねばいけない。

南部 議員さんも緊迫感をもってつとめてもらわねば。

藤村 東和町は柳井の3倍の飲み食い費をつかっていた。大島はどうなっているのかといわれた。議員が監査請求してくれたが、何の意味もなかった。東和町の恥をさらしたと言われた。

政治資金規正法の改正・補助金交付の制限

河井 企業・団体が政治家に寄付をすることは禁止されているのか。

井原 政治家個人にはきびしい規制がかかっているが、政党には出せる。抜け道がいっぱいある。議員個人には寄付はできないが、政党支部にはできる。しかし議員の後援会と政党支部は一緒だ。抜け道が一杯できている。徳洲会が猪瀬都知事に出した5000万円など、ああいうのがたくさん出てくる。金のことはさんざんいわれて規制ができるが、抜け道ができる。彼らがやることだから、抜け道ができる。

河井 「補助金交付の制限」とは、岩国市役所の補助金35億円のことだ(注記3)。

井原 私も、民意をはかるとき、交付金で民意を捻じ曲げるようなことは禁止すべきだと書いた。

藤村 上関でも上関町だけでも反対が多かった。それが補助金をもらうほうがいいということになった。本当はいやなんだけれど、いいということになる。沖縄もそうだ。

井原 政策そのもので説明責任を果たすべきだ。お金が絡むと説明責任は果たさないことになる。

河井 金のほうがモノを言う。

井原 猪瀬さんも、5000万円もらえば。

政治倫理条例

井原 金と政治倫理はついてまわるものだ。

稲生 これはつけ加えておかねばならない。議論の余地のないことだ。

河井 第三者機関の人選をどうするかという基準があるといい。第三者機関の任命のための基準を示す必要がある。

稲生 第三者機関が評価、公表するということも重要だ。

井原 市民の機関が、民主主義の実践度とか、首長とか議員を評価するという仕組みがあればいい。

藤村 監査請求したときにわかったことだが、泥棒が泥棒を取り締まっているような状態だった。

稲生 まだ他に「民主主義を実現するため

の提言」として付け加えたいものがあるか。

井原 たとえば春頃をめぐりにまとめるということなら、これから少しずつ整理する。今からでもご意見などをメールなどで送っていただければ、加味する。春ごろまとめてみなさんにお見せする。

井原すがこ 大体のヴィジョンがなんとなく見えるといい。

河井 すべてのテーマについて、1年ぐらいでひとつのまとめができると、望ましい政策を文書にしてだせるといいなと思う。来年夏ぐらいになるかもしれない。

井原 いいのじゃないか。

稲生 まず来年に「市民が提案する政策1」として、「民主主義を実現するための政策提言」を印刷する、ということにする。

注記

1. 「インカメラ方式」 camera は裁判官の私室、in camera は「非公開で」という意味。米国の裁判制度で、裁判官が法廷ではなく、裁判官室で審理を行うこと。日本では、裁判所が文書提出義務を判断するために、所持者に文書を提示させ、裁判官が見分する非公開の手続きをいう。インカメラ方式、インカメラ審査、非公開審理手続。(インターネット:「Yahoo Japan 辞書」より)

2. 茨城県の取手市と藤代町が合併して、市内全域を走行するコミュニティ・バスができ、これが市民を市役所や市民会館など公共施設に運ぶ役割をしている。

<取手市の場合> 取手市のコミュニティバスは以下のようになっています。

1) コミュニティバス(愛称ことバス)

は6路線各便ほぼ1日各上下2便

2) 6路線中4路線は市役所行きまたは

經由

- 3) 料金は一律100円、無料路線はありません。
- 4) 各路線、多くの集落を經由するため、目的地に行くまで時間がかかります。例えば(藤代の)東観団地前から市役所まで1時間です。
- 5) このほか、スクールタクシー(旧高須小学区)、有料の福祉送迎車、無料の病院送迎バスがあるようですが、くわしくはわかりません。

参考までに実績

24年度利用者総数 21万人

(月16,773人)

運賃収入 752万円(月60万円)

運行経費 7576万円(月631万円)

1人当たり実経費 約407円

とにかく、コミュニティバスは利用者が少なく評判はよくありません(取手市民)

3. 「補助金交付の制限」は、会議当日の配布資料では「国は、地方自治の原則を侵害することのない補助金制度を確立する。特定の政策について国民や住民の意見が

大きく対立する場合、国・地方自治体は、決定に直接影響を及ぼすおそれのある補助金を交付してはならない」と趣旨説明されている。

発言者リスト

稲生 慧
井原勝介
井原すがこ
岩田政弘

岩国市岩国
岩国市今津
岩国市今津
岩国市由宇町

河井弘志
南部博彦
藤村英子

周防大島町日前
岩国市平田
周防大島町下田

民主主義を実現するために — 提言 —

井原勝介

民主主義の原則 「市民の意思により、すべての政治が決まる」

「市民の意思」 すべての情報が公開され、議論が尽くされ、自由に発現されるもの

「市民の意思」により、政治が選択され、個別政策が決定、実施される際にも、常に市民の意思が反映される

<民主主義の仕組みづくり>

1. 民主主義の大前提—情報公開

原則 行政の情報はすべて市民のもの (例外) プライバシーなど公開により市民に不利益となるもの

情報公開法、条例の問題点

非開示情報

- ・ 個人情報
- ・ 国の安全が脅かされ、外交上不利益が生じるもの
- ・ 行政内部の検討・協議に関する情報で、率直な意見交換・中立性が損なわれるもの、国民に混乱を生じるもの
(意思形成過程情報)

行政の姿勢如何により、拡大解釈され、事実上非開示の口実にされる
(見直しの方向性)

- ・ 非開示情報の限定、具体化。特に、意思形成過程情報の除外
- ・ 外部の第三者機関の設置—公開請求に対する可否の1次的判断
- ・ 行政に情報の積極的公開義務 (主要な指標や会議の議事録など)
(効果) ・ 市民の自由な議論の材料 ・ 行政の無駄や不正の排除

○特定秘密保護法

- ・ 大臣による「特定秘密」の指定 ①防衛 ② 外交 ③スパイ ④テロなどの情報で、国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの
- ・ 指定期間 5年 (何度でも更新、内閣の承認により30年超えても可)
- ・ 罰則 最高10年の懲役 (そそのかした場合、5年以下の懲役)

外交・防衛といえども、情報公開の原則は貫かれるべき

大臣が勝手に秘密に指定し、罰則を強化するのは、時代に逆行

どんな情報でも一定期間経過後は公開されるべき、永久非公開は、知る権利を否定するもの、許されない

2. 政治の選択—選挙—

現状 他からの指示や依頼、お金や圧力などによる投票 → 利益誘導政治
選挙のあり方を変える

→ 候補者の理念と政策を基準に、有権者の自由な意思により投票

①候補者の理念や政策の周知

選挙期間の長期化 (1~3ヶ月)

公的期間による選挙の運営 文書の配布、演説会・討論会の設定、ポスターの掲示など

候補者個人による選挙活動の制限（禁止）

②有権者の自由な選択 企業や団体などによる投票行動への関与の禁止

③選挙運営・監視委員会（外部の第三者機関）の設置 上記の選挙運営や菅氏を行う
→公職選挙法の見直し

3. 政策の実施

政策の決定、実施の過程→常に民意が反映される必要あり。選挙は人を選ぶもの。個別の政策に関する民意が示されたわけではなく、白紙委任ではない。

①個別の政策決定への民意の反映

住民に新たな負担や義務を課し、生活に大きな影響を与える政策

→事前に住民の理解を得る仕組み（公聴会やパブリックコメントは意味がない）

（民意の意味） ・政策自体（必要性和その影響）につき判断

・政策により直接影響を受ける住民の意思を尊重

民意を遮断する手段である補助金の廃止（電源開発交付金、米軍再編交付金など）

②住民投票・国民投票一問接民主主義の補完

住民投票・国民投票の法制化→行政の尊重義務

対象案件 憲法だけでなく他の重要案件に拡大

実施要件 住民署名、議会の議決、首長の発議

成立要件 賛否の票が全有権者の3分の1以上

4. 政治家・政党のあり方

常に市民と直結し、その意思を実現するために働く。選挙に勝つことが目的ではない。

第三者機関による評価、公表 マニフェスト（公約）の実施状況、民主主義の実践度
（情報公開、民意）

政治倫理条例・法律の制定

政治家と行政の不必要な接触の禁止。口利きやあっせん、不当な圧力の禁止。議員からの要望・要求は、すべて記録し、公開。

企業・団体のすべての寄付の禁止（政治家及び政党に対して）

→政治資金規正法の見直し

権力は腐敗する →制度や仕組みが有効に機能するよう、外部の第三者機関による監視が必要

<民主主義を実現する方法>

一部の企業・団体、官僚や政治家が作る政治→政官業の癒着政治

民主主義→市民自ら勝ち取るもの

個別の課題に関する様々な市民運動・活動はもちろん大切、民主主義の基盤となる

しかし、それだけでは、現実の社会を変えることになかなかつながらない

次の段階として、思いを同じくする市民が集まり、政治グループを作り、自ら政治家を作り、政治家を通じて、民主主義の実現のために必要な制度、仕組みを作り、市民のための政策を実現する

中心的な理念はあくまで民主主義 原発や憲法などの課題を包含しながら、大切なことは市民みんなできめるという民主主義を実現すること